令和2年度第11回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年2月16日(火)

午前9時30分 ~ 午前10時30分

場 所 菊川ふれあい会館 中・小ホール

会議構成員及び現在総数

会議構成員18現在数18出席総数18欠席総数0

議番	氏 名	出欠
1	西野 政次	出席
2	阪田 実	出席
3	田中 クゲョ	出席
4	新久保 克己	出席
5	藤野 俊孝	出席
6	田﨑 育子	出席
7	原田 雄一	出席
8	岡本 住子	出席
9	下田 敏純	出席
10	石田 安男	出席
11	植村 正文	出席
12	河本 隆一	出席
13	坂田 謙祐	出席
14	伊田 喜弘	出席
15	山田 正信	出席
16	吉本 知則	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか4名

傍聴人:なし

事務局 (石井事務局長)

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は18名全員でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、吉本会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。 それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長(吉本会長)

皆さん、おはようございます。

(会長挨拶)

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和2年度第11回定例総会の開会」を宣告いたします。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号12番、河本隆一委員と、議席番号13番、坂田謙祐委員のご両名を指名します。よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第5条第1項の規 定による許可の取消しについて」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局(中川事務局長補佐)

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番。本案件は、令和2年度第8回総会議案第3号7番にて承認いただき、令和2年11月25日付けで許可された

案件について、申請者から許可取消申請書が提出されたものでございます。

取消理由は、申請日より前に譲渡人が死亡していたにもかかわらず、申請がなされていたことが判明したためでございます。

事務局は、委任者である譲渡人が押印した委任状が添付されていたことから、 適正に事務処理を行っており、この度、相続人である譲渡人の妻からは、始末書 が提出されております。顛末は、夫が生前から農地法の手続きに関する一切の権 限を、任せていた代理人事務所からの書面であったことから、委任状の記載内容 を確認せずに、相続人である妻が押印したもので、代理人からも、確認不足によ りこの度の経緯に至った旨が記載された理由書が提出されております。

事務局といたしましては、既に土地の所有者は、相続により、夫から妻に所有権移転されており、11月25日付けの許可書では、譲受人への所有権移転の手続きが困難であることから、この度の取消については、致し方ないと判断いたしております。

なお、本案件については、改めて、令和3年1月28日付けで、農地法第5条 許可申請書が提出されておりますので、議案第2号5番にてご審議いただく予 定でございます。以上でございます。

議長(吉本会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、 譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、当該案件につきまして、議席番号12番、河本隆一委員、報告をお願いします。

河本隆一委員

12番の河本です。2月4日に農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認しました。

先程の事務局説明のとおりでありますが、現地確認したところ全く手つかず の状態でありましたので、何ら問題はないと思います。よろしくご審議願います。

議長 (吉本会長)

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いします。

質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて」 賛成委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり取り消しすることに決しました。 次に日程第2「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」 をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局(中川事務局長補佐)

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可についてご説明いたします。総会議案書2ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は5、6ページ、公図は7ページ、土地利用計画図は8ページをご覧ください。

申請地は、JR 山陰本線川棚温泉駅から、南西へ約1kmに位置している過去 に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となりま す。転用目的は、店舗及び倉庫でございます。

申請理由につきましては、生花店を経営している借受人が、現在の店舗が手狭になったことから、国道沿いに位置しており来客数も見込まれ、この度の計画に必要な広さも確保出来る申請地に計画したもので、県外に居住している貸付人が、借受人の要望に応じたものでございます。

賃借権の設定となっております。本案件には、一体利用地はございません。 申請地には、駐車場8台分の整備も計画されており、一部は、作業スペースと して利用されることから、土地利用計画からみて計画面積は適当であると判断 しています。

土砂の流出対策としては、申請地の南西側の農地は、水路及び赤線で分断されており、汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに、道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、昭和54年頃から、土地利用計画どおり利用されていたもので、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

2ページに戻りまして、2番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は9、10ページ、公図は11ページ、土地利用計画図は12ページをご覧ください。

申請地は、JR 山陰本線梅ケ峠駅から、南西へ約500mに位置している、農地法施行規則第45条第2号に該当する「第2種農地」となります。

転用目的は、スポーツクラブの運営に必要な駐車場を整備するものでございます。

申請理由につきましては、安岡地区にある貸駐車場が、利用出来なくなることから、同地区にて用地を探していましたが、無償にて借り受けられる用地が見つからなかったことから、この度、スタッフが所有している申請地に計画したもので、貸付人が借受人の要望に応じたものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。一体利用地は、市道占用部分のみで、道路占用許可申請書が提出されており確保は確実で、所有しているバス3台分の車検証の写しも提出されており、事務局にて、マイクロバス3台も確認しております。また、スタッフの人数や会員数、活動状況等についても提出された書面にて確認でき、この度の計画については、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が東側にありますが、申請地よりも高い位置にあり、南側の農地は、市道で分断しております。

汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用用排水路及びため池に放流されますが、 流下量に変化はないことから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。 また、ため池への土砂流出対策として、法面は、芝張りで養生する計画となっ ております。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると 考えられます。

総会議案書3ページをお開きください。3番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、13、14ページ、公図は15ページ、土地利用計画図は16ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から、西へ約80mに位置している、農地法施 行規則第43条第2号に該当する「第3種農地」となります。転用目的は、有料 老人ホーム及び駐車場でございます。

申請理由につきましては、介護事業を行っている譲受人の既存有料老人ホームが常時満床状態であることから、既存施設に隣接している申請地に新たな有料老人ホームの建設を計画し、合わせて、駐車場34台分を新たに整備するもので、耕作及び維持管理出来ない2名の譲渡人の要望に譲受人が応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、●●番●は、譲受人の所有地で、△△番△は、譲受人である法人の理事長の所有地です。残りの一体利用地は、市道占用部分のみで、道路占用許可指令書が提出されており、確保は確実と判断しました。

次に、土地利用計画のうち駐車場の整備につきましては、法人の固定資産台帳等で所有している車両が確認でき、申請地の北西側に計画されている緑地や花壇の整備につきましては、計画に至った理由書及び土地利用計画図により必要性を確認しており、この度の計画面積は、適当であると判断いたしております。

なお、本案件の開発計画に伴い隣接地の農地造成も合わせて計画をされてお

りますので、5条許可と農地造成の受理を、同時施行といたします。 農地造成については、次回の総会にてご報告させていただきます。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には、隣接及び市道で分断された農地は ございますが、申請地内を、アスファルト舗装及び砂利敷き施工し、造成により 勾配調整を行う計画となっております。

汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、既存水路及び新設水路から道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関土地改良区から、土地改良事業計画上、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

3ページに戻りまして、4番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は17、18ページ、公図は19ページ、土地利用計画図は20ページをご覧ください。

申請地は、JR 山陰本線川棚温泉駅から、北へ約1.4 k mに位置している、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた区域内にある農地で、農地法施行規則第44条第3号に該当する、「第三種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、借受人が、結婚を機に、豊浦町川棚地区で、住宅用地を探していたところ、県外に居住している祖母の兄が所有する申請地を選定したもので、貸付人が借受人の要望に応じたものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。本案件には、一体利用地はございません。この度の計画については、土地利用計画及び建ペい率からみて計画面積は適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地はございますが、申請地内を 造成し、法面は芝張りで養生する計画となっております。

汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。本件は、「第三種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書4ページをお開きください。5番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は21、22ページ、公図は23ページ、土地利用計画図は24ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約3.5 kmに位置する過去に 農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で、「第2種農地」となります。 転用目的は、パソコン教室の受講者駐車場5台分の整備でございます。

申請理由につきましては、現在の出張型でのパソコン教室では、時間効率が

悪いことから、自宅で行う教室型に変更するもので、自宅敷地内では、駐車スペースが確保できないことから、住宅に隣接している申請地に、受講者用の駐車場整備を計画したもので、譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。なお、パソコン教室の事業実施者は、申請者の妻となります。

売買による所有権の移転となっております。一体利用地は、譲受人の所有地2 筆のみでございます。

土砂の流出対策としては、申請地は、孤立した農地で、申請地からの汚水の発生はありませんが、住宅からの汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、自己所有の既存側溝から、農業用用排水路に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長(吉本会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号11番、植村正文委員、報告を お願いします。

植村正文委員

11番の植村です。2月4日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。事務局説明のとおり、国道に面していますが第2種農地でございます。

従来からこういった利用がされていると言うことですが、転用としては特に 問題はないと判断しております。よろしくご審議願います。

議長 (吉本会長)

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号7番、原田雄一委員、報告を お願いします。

原田雄一委員

7番の原田です。2月5日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しま した。場所については、駅からほど近い集落にある第2種農地です。

隣接する農地は、申請地より高い位置にあり、低い方の農地は市道で分断されており、汚水等の影響もないため周辺農地への営農に支障ないと判断しました。 よろしくご審議願います。

議長(吉本会長)

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号9番、下田敏純委員、報告を お願いします。

下田敏純委員

9番の下田です。2月5日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。自己保全管理されている農地でした。当地にある既存の有料老人ホームへの入居希望者が多く、増設を希望されています。併せて職員駐車場も不足することから駐車場も整備するものです。計画は適当だと思いますので、よろしくご審議願います。

議長(吉本会長)

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号10番、石田安男委員、報告 をお願いします。

石田安男委員

10番の石田です。2月4日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。この案件は自己用住宅の建設を行うものです。申請地は市営住宅近くの新興住宅地となっております。借受人は現在安岡町に居住しており、結婚を機にこの地に自己用住宅を建てたいということです。県外に居住している祖母の兄が所有する申請地を選定したものです。排水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに、道路側溝に放流自然流下します。申請地は、第三種農地であり、特に問題はないと考えます。よろしくご審議願います。

議長(吉本会長)

それでは最後に、5番の案件につきまして、議席番号12番、河本隆一委員、 報告をお願いします。

河本隆一委員

12番の河本です。2月4日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。先程、1号議案で審議頂きました、昨年の11月に一旦許可されましたが申請に不備があり取り消された案件です。よって、転用目的等は前回と全く同じです。譲受人の妻がパソコン教室を自宅で行うことになりまして、そのための駐車場確保が目的でございます。周辺にも農地はなく何ら影響ないと考えます。よろしくご審議願います。

議長(吉本会長)

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とする ことに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請については、 「許可」といたします。

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変 更の承認について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局(中川事務局長補佐)

議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認についてご説明いたします。

総会議案書25ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は27、28ページ、公図は29ページ、変更前の土地利用計画図は、30ページ、変更後の土地利用計画図は、31ページをご覧ください。

変更内容は、目的の変更及び工事の期間延長で、当初計画していた建売住宅4棟を特定建築条件付売買予定地4区画に変更し、合わせて工事期間を6ケ月延長しようとするものでございます。

変更理由は、住宅用地として土地を購入し戸建て住宅を建築したいとの問い合わせが多くあったことから、社内協議によりこの度の事業計画変更に至ったもので、議案書記載の理由により造成工事に大幅な遅れが生じており、工事期間内での建物の完成が難しい状況となったことから、合わせて、工事の期間延長を行うものです。

次に総会議案書26ページをお開きください。2番。申請者、土地の所在等は、 議案書に記載のとおりでございます。 位置図は32、33ページ、公図は34ページ、変更前の土地利用計画図は、35ページ、変更後の土地利用計画図は、36ページをご覧ください。

変更内容は目的の変更で、当初計画していた建売住宅8棟を、特定建築条件付売買予定地8区画に変更しようとするものでございます。

変更理由は、こちらも住宅用地として土地を購入し戸建て住宅を建築したい との問い合わせが多くあったことから、社内協議によりこの度の事業計画変更 に至ったものでございます。なお、どちらの案件も土地利用計画図の建物が、標 準的な建物に変更されています。

それでは、特定建築条件付売買予定地についてご説明いたします。

議案第3号関係資料をご覧ください。農地転用許可制度において、原則、宅地

造成のみを目的とした農地転用は認められておりませんが平成31年3月29日付で、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領が定められ、一定の要件を満たせば、宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして取り扱うことができるようになりました。

関係資料の2ページをお開きください。2番の表の中ですが、特定建築条件付売買予定地とは、「建築条件付売買予定地であって、3.の建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取り扱いの(1)から(3)までの要件をすべて満たすことが確実と認められる場合に、許可されるもの」と定義されています。

どちらの案件も、(1)から(3)の要件を全て満たしており、当該地を申請 どおり用途に供することが確実であると判断しています。

また、その他要件として、関係資料3ページの4に規定する必要な事項についても全て記載された書類が提出されており、5の許可の判断等の(1)アからウについても、申請者は該当しておりません。以上でございます。

議長(吉本会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは1番の案件につきまして、議席番号6番、田﨑育子委員、報告をお願いします。

田﨑育子委員

6番の田崎です。2月4日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。申請地は済生会病院の近くにあり、昨年5月に4棟の建売住宅の許可申請があり許可したのですが、当初計画どおり進まず、事業計画変更の申請が提出されたものです。議案書にあるように、建売住宅を特定建築条件付売買予定地に変更し、工事期間を6ヶ月延長しようとするものです。致し方ないと思います。よろしくご審議願います。

議長(吉本会長)

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号4番、新久保克己委員、報告 をお願いします。

新久保克己委員

4番の新久保です。2月5日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。現地は造成中でした。申請内容は事務局説明どおりで、変更内容は申請者が建売住宅の計画をしておりましたが、土地購入者から注文住宅の要望があ

りまして、今回、特定建築条件付売買予定地に変更しようとするものでございます。汚水等の処理につきましても問題はありません。よろしくご審議願います。

議長 (吉本会長)

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」、承認とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は原案のとおり承認することと致します。

次に日程第4「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画 変更に係る意見決定について」をお諮りします。事務局の説明を求めます。

事務局(中川事務局長補佐)

議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見 決定についてご説明いたします。

総会議案書37ページをお開きください。1番。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、38ページ、39ページ、公図は40ページ、土地利用計画図は、41ページ、42ページをご覧ください。

変更内容は、期間延長でございます。変更理由は、議案書にも記載しておりますが、進入路部分の整備及び縁石工事に時間を要し、この度の申請に至ったものでございます。

なお、既に造成工事は、完了しており、申請されている工事期間内での工事完 了は確実であると判断しております。以上でございます。

議長(吉本会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、当該案件につきまして、議席番号14番、伊田喜弘委員、報告をお願いします。

伊田喜弘委員

14番の伊田です。2月4日に農業委員2名、事務局職員1名で現地を確認しました。事務局の説明どおり、8割程度の進捗状況でした。事業計画を完了させるためには期間延長はやむを得ず妥当と判断致しました。よろしくご審議願います。

議長(吉本会長)

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意 見決定について」、当該案件を「承認相当」とすることに賛成の委員の挙手を求 めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり承認相当と決しましたので、その旨 の意見を付して県に送付することといたします。

次に、日程第5「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局(中川事務局長補佐)

議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、ご説明 します。総会議案書43ページをお開きください。

本案件は、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。1番。申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は44、45ページ、公図は46ページ、配置図は47ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所から東へ約1 k mに位置する過去に農業公共投資の対象となっていない、集団性のある農地で、計画変更の理由は、後継者住宅の建築でございます。

本件は、農用地区域からの除外で、重要変更となり、除外後の農地区分は、農地法施行令第12条第1号に該当する「第1種農地」となります。

本件の農地転用時の許可基準は、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当いたしております。

以上でございます。

議長 (吉本会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、当該案件につきまして、議席番号10番、石田安男委員、報告をお願いします。

石田安男委員

10番の石田です。2月4日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認し

ました。この案件は事務局の説明どおりですが、申請人の後継者住宅を建てようとする案件です。土地所有者の長女である申請者は、現在、借家住まいをしておりますが手狭になったことや、高齢になった両親の生活支援や今後の介護の必要性から、当該地を選択したものです。周辺農地への影響もないことから問題はないと思われます。よろしくご審議願います。

議長(吉本会長)

事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑はございませんか。

西野政次委員

事務局に確認したいのですが、今回の申請で当該地が農振地域から外されると、周囲に残った農地も、結果的に第一種農地とは言い難い農地になると思うのですが、こういう申請が出た場合、農業委員会として、その周辺を含めて農振地域から除外するという意見は出せないのでしょうか。

事務局 (岡本主任)

お答え致します。基本的な考え方は農振除外する場合は必要最小限の面積が対象と言うことになります。今回、筆の一部のみを除外するので、除外後に残った農地の形が良くないと言うことをご指摘しているのだと拝察いたしますが、今回はあくまでも住宅用として申請された農地のみが対象と言うことになります。

議長(吉本会長)

他にありませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり意見なしと決しましたので、その旨 の意見を付して下関市長に提出することといたします。

次に、日程第6「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局(中川事務局長補佐)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利 用集積計画の決定について、ご説明いたします。 総会議案書48ページをお開きください。1番。この案件は、令和3年3月1日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、49から50ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表(令和3年3月1日公告予定分)」をご覧ください。

49ページの(1)の案件は、所有権移転に係る決定です。農地の所在、対価等は一覧表に記載のとおりです。売買による所有権移転です。

50ページの(2)の案件は、利用権に係る決定です。別紙「議案第6号関係 資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新 規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長(吉本会長)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市 長へ通知することといたします。

次に、日程第7「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号番の 委員が該当していますので退席をお願いします。

委員 退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局(中川事務局長補佐)

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について、ご説明いたします。

総会議案書51ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められた

ものでございます。1番。内容につきましては、52ページの「1. 農用地利用配分計画(案)」(下関区域分)と、53ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況」をご覧ください。

なお、別紙「議案第7号関係資料」に地区別の利用配分計画集計表をお示ししております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を 満たしていると考えられます。以上でございます。

議長(吉本会長)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」「意見なし」とすることに替成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり意見なしと決しましたので、その旨 の意見を付して下関市長に回答することといたします。

委員 自席へ着席)

次に、日程第8「議案第8号 令和2年度利用状況調査に係る農地法第35条 第1項の規定に基づく農地中間管理機構への通知について」をお諮りします。 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局(中川事務局長補佐)

議案第8号 令和2年度利用状況調査に係る農地法第35条第1項に基づく 農地中間管理機構への通知について、ご説明いたします。

令和2年度の農地利用状況調査により新たに遊休農地と判定した19筆、21,332㎡の農地について、農地法第32条の規定に基づく農地利用意向調査を実施した結果、令和3年1月29日までに回答のあった5名、13筆、15,808㎡のうち、農地中間管理事業を利用する旨の意思表示のあった、4名、10筆、9,177㎡を農地法第35条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構に通知するものでございます。

なお、未回答の4名、4筆、4,101㎡については、再度意向確認を行い、 居所不明の2名、2筆、1,423㎡についても、再度調査を行います。詳細に つきましては、別紙議案第8号資料「令和2年度利用状況調査分利用意向調査結 果」でご確認願います。以上でございます。

議長 (吉本会長)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第8号 令和2年度利用状況調査に係る農地法第35条第1項の規定に基づく農地中間管理機構への通知について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成。よって本議案は、原案のとおり決しましたので、農地中間管理機構 へ通知することといたします。審議事項はすべて終わりました。

次に、日程第9「報告第1号」から、日程第18「報告第10号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局 (中川事務局長補佐)

ご報告いたします。

総会議案書 56 から 59 ページ、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」は、 15 件ございました。

- 60ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は、1件ございました。
- 61ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更 の承認について」は、1件ございました。
- 67ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、1件ございました。
- 68ページ、報告第5号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。 書類等そろっておりましたので、専決により、異議がない旨通知をいたしました。
- 70ページ、報告第6号「現況確認について」は、1件ありました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、現況確認書を交付いたしました。

74ページ、報告第7号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。税務署から相続税の納税猶予の適用を受けている農地の状況について照会があったもので、農業委員による現地確認を行い回答いたしました。

75から79ページ、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、賃貸借の合意解約が16件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

80ページ、報告第9号「農地の転用事実に関する照会書について」は、2件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。法務局から地目の認定に必要なことから、農地の状況について照会があったもので、農業委員

による現地確認を行い回答いたしました。

81ページ、報告第10号「特定建築条件付売買予定地に係る事業進ちょく状況について」、令和2年度第6回(9月)総会、議案第3号で承認された案件の許可条件であります「許可に係る工事(住宅の建設工事を含む。)が完了するまでの間、当該許可の日から3月後の当該工事の進捗状況及び土地売買契約締結の状況、建築請負契約締結の状況の報告があったものでございます。

以上、ご報告いたします。

議長(吉本会長)

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第10号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。ないようですので、以上をもちまして本日の総会の全日程を終了いたします。

次回の第12回総会は、令和3年3月16日 火曜日 川棚公民館 2階講堂で 午前9時30分 から開催いたします。

長時間に渡るご審議、ありがとうございました。

以上をもちまして終了いたします。

上記の議事録は正確と認め署名する。

(終了時刻10時30分)

議長			
署名委員	 	 	
署名委員			